

フードバンク認証事務局設置要綱案

令和 8 年〇月〇日
消費者庁次長決定

(設置)

第1条 「食品寄附等に関する官民協議会」（以下「官民協議会」という。）での検討の結果、取りまとめられる「フードバンク認証制度実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づいて認証に係る事務を官民協議会から独立して中立公正に実施するために、「フードバンク認証事務局」（以下「事務局」という。）を設立する。

(名称及び位置)

第2条 事務局の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 フードバンク認証事務局

位置 〒100-8958 東京都千代田区霞が関 3－1－1（消費者庁消費者教育推進課内）

(所掌事務)

第3条 事務局は次に掲げる事務を行う。

- (1) フードバンク認証制度における認証の申請又は更新、審査、認証決定、認証証交付、認証フードバンクの公表及びアフターサポートに関すること。
- (2) 認証フードバンクからの変更・辞退に関する届出、認証フードバンクの認証の取消し及び状況確認に関すること
- (3) フードバンク認証制度に関する問合せへの対応に関すること。
- (4) その他、消費者庁次長が必要と認める事務。

(組織等)

第4条 事務局に事務局長及び認証審査員を置く。

- 2 事務局長及び認証審査員は、消費者教育推進課の職員とする。
- 3 認証審査員は、実施要綱に基づき、書類審査及び現地審査を実施する。

(運営)

第5条 フードバンクの認証又は更新に関する審査は、フードバンク団体からの申請により行い、実施要綱に基づき、認証フードバンクを決定し、認証証を交付する。

- 2 実施要綱に基づき、認証フードバンクからの変更・辞退に関する届出に関する事務を行う。
- 3 実施要綱に基づき、認証の取消しに関する事務を行う。
- 4 実施要綱に基づき、保険加入状況、食品取扱量、事故又は苦情の発生状況、設備面や運営体制に関する状況変更について、年に1度別紙の様式による報告を求める。
- 5 認証審査員は、フードバンク認証制度に関する問合せへの対応を行う。
- 6 第1項から第5項の事務については、利害関係のない民間団体への一部の業務の委託をすることや利害関係のない民間団体からの業務支援を受けることができる。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別紙 取組状況等の報告様式

年 月 日

フードバンク認証事務局 御中

認証フードバンク名

主たる事務所の所在地

代表者氏名

取組状況等の報告

「フードバンク認証制度実施要綱」（以下「実施要綱」という。）第12条の規定に基づく状況確認について、下記のとおり報告いたします。

記

保険加入状況

フードバンク認証への申請又は更新時点からの変更 有□ 無□

※保険証書を添付してください。保険未加入の状態になった場合はその旨を記載してください。有の場合、「令和●年●月●日提出の実施要綱第9条第1項の規定に基づく認証変更届2の②No○と同じ」旨の記載にて代えることができます。

食品取扱量

※報告日時点で把握している最新の年間取扱量を記載してください。

事故又は苦情の発生状況

フードバンク認証への申請又は更新後の発生 有□ 無□

※有の場合は、日時と具体的な内容がわかる資料を添付してください。実施要綱第9条第1項の規定に基づく認証変更届で届け出た内容と同じ内容の場合は「令和●年●月●日提出の実施要綱第9条第1項の規定に基づく認証変更届2の②No○と同じ」旨の記載で代えることができます。

設備面や運営体制に関する状況変更（車両、保管施設、システム、マニュアル、役員関係など）

フードバンク認証への申請時点からの変更 有□ 無□

※有の場合は、変更内容を記載し、そのことがわかる資料を添付してください。実施要綱第9条第1項の規定に基づく認証変更届で届け出た内容と同じ内容の変更の場合は「令和●年●月●日提出の実施要綱第9条第1項の規定に基づく認証変更届2の①又は②No○と同じ」旨の記載で代えることができます。

※各項目で求める資料のほかに、必要に応じ報告内容を示す関係資料を添付していただいても構いません。